

学校法人ガバナンス改革会議運営規則（案）

学校法人ガバナンス
改革会議（第1回）

令和3年7月19日（月）

資料 2

（座長代理）

第1条 座長が不在の場合には、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開して行うものとする。ただし、公開することにより審議の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして座長が非公開とすることが適当であると認める場合には、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（会議資料の公開）

第3条 会議において配布した資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより審議の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして座長が非公開とすることが適当であると認める場合には、資料の全部又は一部を公開しないことができる。

（議事要旨の公開）

第4条 座長は、会議の議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして座長が非公開とすることが適当であると認める場合には、議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。